

旭川市林業新規就労者等支援補助金交付要綱（第2条別表1）

補助対象者	①市内に事業所を有する林業事業体に雇用（期間の定めのない労働契約を締結していること）されている新規就労者等。 ※新規就労者等とは、林業に初めて従事するようになって2年以内の森林の現場従事者（年齢不問）。 ②上記①の新規就労者等を雇用している、市内に本社を有する林業事業体。 （上記①を2人以上雇用している場合は、それぞれ1人ずつ各区分ごとに申請すること） ③市税に滞納がないこと。 ④旭川市暴力団排除条例（平成26年3月25日条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しないこと。
対象経費及び補助率	①補助対象経費の1/2以内とし、補助金上限額は年度ごと各区分10万円（下限額は1万円）。 ②算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。 ③2人以上の申請があり補助金交付決定額の合計額が予算の範囲を超えるときは、予算の範囲内で調整する。 ④申請は各区分1人当たり、年度ごとに1回までとする（次年度同じ区分での申請ができる）。ただし、同一の新規就労者等に対して同一の装備品の購入や講習を次回以降申請することはできない。 ⑤国等の他の補助制度を受けている場合は、その補助金額を除いた補助対象経費（自己負担額）の1/4以内とする。
交付要件	①導入する個人装備品・機械器具については新品であること（中古品やリースは対象外）。 ②講習受講及び資格取得に係るテキスト代も含む。資格取得については取得が確認された後、交付する。 ③補助金の交付決定日から1年間は継続して林業事業体に雇用されていること。 （継続して就労しない場合は、補助金の返還が発生する可能性がある。なお、交付申請時及び就労状況報告時において雇用されていることが分かるものの写しを提出。） ④当該事業については、補助金交付決定後に事業着手することが原則であるが、やむを得ない事情があると市長が認めた場合は、当該年度の4月1日以降の装備品・機器導入及び資格取得等については、これを認めるものとする。

補助対象事業一覧表（第2条別表2）

区分	補助対象事業	装備品名及び資格名	
個人装備品・ 機械器具導入 支援	新規就労者等が森 林内で従事するた めに必要な個人装 備品・機械器具の 導入に係る経費	安全装備品	ヘルメット、ジャケット、パンツ、ブーツ、グローブ、安全帯、イヤーマフ、耳栓、ベスト、 保護帽、保護眼鏡、防塵ゴーグル、防塵マスク、防振手袋、ウインドシールド、ウェザースーツ、 チャップス、長靴、ホイッスル、虫対策用品（エピペン）、道具入れ、林業用アシストスーツ など
		安全機械器具	チェーンソー、刈払機、のこ、なた、クサビ、けん引具（主にかかり木処理用）、オートチョ ーカー（主に荷掛用）、繊維ロープ（主に集材作業用）、木廻しベルト、チルホール、モバイル GPS 端末、救急セットなど
講習受講・資 格取得支援	新規就労者等が森 林内で従事するた めに必要な講習受 講及び資格(免許) 取得に係る経費	技能講習	不整地運搬車運転(1t 以上)、小型移動式クレーン運転(1t 以上 5t 未満)、車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込用及び掘削用)、地山の掘削及び土止め支保工作業主任者、高所作業車運転 (H $\geq$ 10m)、ショベルローダ等運転(1t 以上)、はい作業主任者、玉掛け(1t 以上)など
		安全衛生特別 教育講習	不整地運搬車運転(1t 未満)、移動式クレーン運転(1t 未満)、小型車両系建設機械運転(整地・ 運搬・積込用及び掘削用 3t 未満)、伐木等機械運転、走行集材機械運転、機械集材装置運転、 簡易架線集材装置等運転、高所作業車運転(2m $\leq$ H<10m)、玉掛け(1t 未満)、チェーンソー による伐木等業務従事者など
		安全衛生教育 講習	刈払機取扱作業、チェーンソー以外の振動工具取扱作業、造林作業の作業指揮者等、機械 集材装置運転業務従事者など
		免許取得講習	林業架線作業主任者免許、狩猟免許など
		その他	その他市長が認める資格免許又は講習など